

仕 様 書

1 契約件名

26 牛頸利用伐採業務

2 履行場所

大野城市大字牛頸 ※別紙位置図参照

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年2月26日(金)まで

4 作業内容

(1) 主伐

市有地内の指定箇所において育林されたスギ・ヒノキの伐採及び材木の集積並びに素材市場への搬出と販売を行い、伐採箇所に発注者が指定した苗木を植栽する。なお、材木を素材市場に搬出し売却する際は、発注者と受託者で協議を行い、市場動向を注視し、適切な時期に売却すること。

用材としての販売に適さない伐採木については、チップ材として販売すること。

① 面積 4.98ha

② 対象物件 スギ・ヒノキ：2,253本 材積：1,329.00 m³

チップ材積見込：211.00 t

(2) 利用間伐

市有地内の指定箇所において育林されたスギ・ヒノキの伐採、作業道開設及び材木の集積並びに素材市場への搬出と販売を行う。なお、材木を素材市場に搬出し売却する際は、発注者と受託者で協議を行い、市場動向を注視し、適切な時期に売却すること。

用材としての販売に適さない伐採木については、チップ材として販売すること。

① 面積 8.18ha

② 対象物件 スギ・ヒノキ：2,659本 材積：523.00 m³

チップ材積見込：80.00 t

(3) 保育下刈

市有地内の指定箇所において下刈を行い、森林を健全な状態へ導く。対象箇所に補植の必要性が認められた場合には、発注者と対応について協議すること。

① 面積 22.67ha

5 工程表等の作成について

契約締結後速やかに、工程表を作成し提出すること。併せて、本業務の管理者を選出し、経歴を添えて書面により提出すること。

6 作業方法

- (1) 主伐 別紙①主伐要領のとおり。
- (2) 利用間伐 別紙②利用間伐要領のとおり。
- (3) 保育下刈
 - ・刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
 - ・刈高は、植栽木の樹高の3分の1以下の高さとするが、植付後1、2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
 - ・刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
 - ・造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
 - ・刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

7 国県等の補助金に関する業務について

- (1) 福岡県造林事業実施要領や福岡県造林関係ハンドブックの主旨を承知の上、以下のとおり、交付申請等に係る事務手続きを行うこと。
 - ①「森林環境保全直接支援事業補助金」、「県単造林補助金」ならびに「主伐で元気にプロジェクト助成金」(以下「各種補助・助成金」という。)の交付申請にかかる資料(※)の作成、及び福岡県・福岡農林事務所等(以下「関係機関」という。)との間で行う申請内容の読み合わせ、完了時の検査等に係る業務
※福岡県造林事業実施要領様式第2号～7号の提出書類案、位置図、管理プロット図、および調査野帳等補助申請に係る資料等
 - ②保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請等、各種補助・助成金を受け行う業務において、森林法等法令に規定された申請書等資料の作成および提出に関する業務
 - ③各種補助金に関連して行われる、関係機関による調査等への回答業務
- (2) 受託者は、各種調査、回答ならびに申請等に係る情報を発注者に都度共有するものとし、発注者からその内容の検査やヒアリングを求められた時は、これに応じること。

8 法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守すること。
各種補助・助成金の交付要綱の規定についても、同様に遵守すること。

9 業務完了時の提出物について

業務終了後速やかに、別添「施業記録写真撮影要領」に基づき、工種ごとに施業状況記録を撮影し、提出するものとする。

その他、森林作業道開設延長集計表、木材販売代金集計表を提出すること。

10 支払い条件

- (1) 受託者は、業務完了後に必要書類を提出し、発注者の行う検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。
- (2) 発注者は、適正な請求を受けた日から30日以内に代金を支払うものとする。

主伐要領

1 総則

事業実施に当たっては、現地及び実施区域を確認し、仕様書に定めのない事項については、大野城市(以下「発注者」という。)と協議すること。

2 除伐

- (1) 植栽木のうち、発注者が指示する奇形木及び植栽木以外の立竹木、蔓茎、下草類を切り倒し、植栽木を損傷しないよう林地にふせること。
- (2) 除伐面積については、報告を行うこと。

3 整理

- (1) 伐採後の表土流出防止のため、伐倒木の枝条を切り払い、伐倒木を整理(地面に接地させて固定)しなければならない。
- (2) 伐採木を沢地内に残置してはならない。

4 伐倒

- (1) 現地における全ての伐採対象木を伐採すること。
- (2) 伐採にあたっては残存木を損傷しないように注意しなければならない。また、残存木につるが巻いているときはこれを切除しなければならない。
- (3) 選木された立木は伐り残しをしないこと。
- (4) 伐採作業にあたっては、上下作業及び接近作業をしないこと。
- (5) 谷の両側で同時に作業をしないこと。
- (6) 伐倒方向は、立木の成立状態、隣接木の状況、かかり木となるおそれの有無、周辺の地形及び地物の状況などを勘案し、もっとも安全で且つ林木の損傷が少なく、集材が容易な方向に倒すこと。
- (7) 受口の深さは原則として直径の4分の1以上とし、その方向、深さ、大きさが適正であるかを十分確かめ、芯抜けや割れが生じないようにすること。
- (8) 追口は受口の高さ3分の2の位置から、なるべく水平に鋸を入れること。
- (9) 伐倒に際しては原則として、くさびを使用し、伐倒方向へ確実に行うとともに、倒下速度を加減して徐々に倒すようにすること。
- (10) 常に周囲の人々との関係に注意し、伐倒の際は大声で伐倒方向を呼号して、他の人の注意を喚起し、待避を確かめたうえ合図し、伐倒の終わった時も更に合図すること。
- (11) かかり木になった場合は、牽引具等を使用して安全作業に努めること。

5 造材

- (1) 木寄せの作業を行う場合には、林床の攪乱や立木の損傷を防ぐため、林地の状況に応じた林床の保全や立木の保護に努めなければならない。

- (2) 玉切りの作業を行う場合には、玉切りしようとする材が滑落する危険性がないか確認し、必要に応じて杭止め等の措置を講じること。
- (3) 高性能林業機械により枝払い・玉切りの作業を行う場合には、材の移動範囲に他の作業者及び障害物がないことを確認するとともに、材の落下場所を十分確認して鋸断すること。
- (4) 玉切りした材は、森林再生路等の路線脇の安定した位置に整理すること。
- (5) 造材は、材の大小、形質を精査し、最大価値を有する製品を得るよう努めること。
- (6) 枝払いは末口径 12 cmの部分まで行い、枝の根元から幹に接して平滑に切り取る
- こと。
- (7) 造材は枝の大小、長短、曲直を考慮して正確に測定して行うこと。
- (8) 玉切りに当たっては、割裂などが起こらないよう注意すること。

6 搬出【森林内から仮置き場への搬出】

- (1) 搬出は、発注者の指定する場所に行くこと。
- (2) 搬出の作業に注意し、素材は勿論、立木を損傷しないように十分注意すること。
- (3) 作業上、支障になる立木は発注者の承認を受け、指示により伐倒搬出すること。
- (4) 材の転落、破砕等の防護策を講じるとともに、常に素材製品価値を損じないように取り扱うこと。
- (5) この作業のため、第三者の土地を使用し又は物件を損ずるときは、事前にその所有者の承認を得ること。
- (6) 伐倒木以外の立木その他に損害を与えたときは、受託者はその弁償の責を追うものとする。
- (7) 材木を仮置き場に搬出した後は、材木の盗難予防に努めること。

7 搬出【仮置き場から木材市場への搬出】

- (1) 近隣の木材市場の売却価格情報を勘察し、発注者と協議のうえ最も有利な条件の市場、搬出時期及び最低売却価格を決定し、搬出すること。協議の際は、近隣の木材市場の売却価格情報を書面にて発注者に提示すること。
- (2) 搬出の作業に注意し、素材は勿論、立木を損傷しないように十分注意すること。
- (3) 貨物自動車による運搬中に、材木の転落が生じないように特段の措置を講じること。

8 地拵え

- (1) 地際から刈払いし、又は伐倒すること。
- (2) 区域内の雑草木は、全部できるだけ低く刈払うこと。
- (3) 伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにすること。
- (4) 刈払物及び残存する末木枝条類の処理については、植付あるいは植栽木の生育上支障にならないようにすること。

9 植栽

- (1) 苗木の運搬については、根をむしろ等で包み、植付までの間、乾燥・損傷等に注意して活着不良とならないように処理すること。また、根は絶対に露出させないこと。
- (2) 気象状況等により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれる場合、作業を中止し、発注者と協議すること。
- (3) 植付地点を中心として約60cm四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、植穴を掘り、表層の肥土はできるだけ植穴に戻せる位置に集めるとともに、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- (4) 伐根、石礫、岩盤等により植付困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- (5) 苗木根部には、主として肥土（肥土がない場合は湿土）を寄せかける。この場合、土粒と根を十分密着させるとともに、根を曲げないように注意すること。また、覆土を終えて苗木の根元をよく踏み固めたのち、除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。

10 素材市場での販売について

- (1) 材木を素材市場に搬出し、発注者の所有物として売却にかかる手続きを行うこと。
- (2) 発注者と事前に協議し、決定した最低売却価格に達しない物件については、発注者と協議のうえ、最低売却価格を再考し、再度売却を行うこと。
- (3) 素材市場での販売が全て終了した後は、市場から発行される精算書及び全ての販売を取りまとめた最終出荷材精算書を提出すること。
- (4) 素材市場での販売が不利になる材木は、チップ材として売却すること。
- (5) 材木を素材市場に搬出し売却する際は、発注者と受託者で協議を行い、市場動向を注視し、適切な時期に売却すること。

利用間伐要領

1 総則

事業実施に当たっては、現地及び実施区域を確認し、仕様書に定めのない事項については、大野城市(以下「発注者」という。)と協議すること。

2 除伐

- (1) 植栽木のうち、発注者が指示する奇形木及び植栽木以外の立竹木、蔓茎、下草類を切り倒し、植栽木を損傷しないよう林地にふせること。
- (2) 除伐面積については、報告を行うこと。

3 選木

- (1) 選木した伐採対象木には、テープ等で分かりやすいように目印を付けること。
- (2) 選木作業は、林地斜面の上方から等高線沿いに進め、見落としがないように注意すること。
- (3) 林縁付近は、風害等に考慮して選木すること。
- (4) 工期内であっても、発注者が野帳等の提出を求めた場合は、中間成果品としてこれを提出すること。

4 整理

- (1) 伐採後の表土流出防止のため、伐採木の枝条を切り払い、伐採木を整理(地面に接地させて固定)しなければならない。
- (2) 伐採木を沢地内に残置してはならない。

5 伐倒

- (1) 現地における全ての伐採対象木を伐採すること。
- (2) 伐採にあたっては残存木を損傷しないように注意しなければならない。また、残存木につらが巻いているときはこれを切除しなければならない。
- (3) 選木された立木は伐り残しをしないこと。
- (4) 伐採作業にあたっては、上下作業及び接近作業をしないこと。
- (5) 谷の両側で同時に作業をしないこと。
- (6) 伐倒方向は、立木の成立状態、隣接木の状況、かかり木となるおそれの有無、周辺の地形及び地物の状況などを勘案し、もっとも安全で且つ林木の損傷が少なく、集材が容易な方向に倒すこと。
- (7) 受口の深さは原則として直径の4分の1以上とし、その方向、深さ、大きさが適正であるかを十分確かめ、芯抜けや割れが生じないようにすること。
- (8) 追口は受口の高さ3分の2の位置から、なるべく水平に鋸を入れること。
- (9) 伐倒に際しては原則として、くさびを使用し、伐倒方向へ確実に行うとともに、倒下速度を加減して徐々に倒すようにすること。

- (10) 常に周囲の人々との関係に注意し、伐倒の際は大声で伐倒方向を呼号して、他の人の注意を喚起し、退避を確かめたうえ合図し、伐倒の終わった時も更に合図すること。
- (11) かかり木になった場合は、牽引具等を使用して安全作業に努めること。

6 造材

- (1) 木寄せの作業を行う場合には、林床の攪乱や立木の損傷を防ぐため、林地の状況に応じた林床の保全や立木の保護に努めなければならない。
- (2) 玉切りの作業を行う場合には、玉切りしようとする材が滑落する危険性がないか確認し、必要に応じて杭止め等の措置を講じること。
- (3) 高性能林業機械により枝払い・玉切りの作業を行う場合には、材の移動範囲に他の作業員及び障害物がないことを確認するとともに、材の落下場所を十分確認して鋸断すること。
- (4) 玉切りした材は、森林再生路等の路線脇の安定した位置に整理すること。
- (5) 造材は、材の大小、形質を精査し、最大価値を有する製品を得るよう努めること。
- (6) 枝払いは末口径 12 cmの部分まで行い、枝の根元から幹に接して平滑に切り取ること。
- (7) 造材は枝の大小、長短、曲直を考慮して正確に測定して行うこと。
- (8) 玉切りに当たっては、割裂などが起こらないよう注意すること。

7 森林作業道

- (1) 作業路作成にあたっての伐開は最小限度とすること。
- (2) 切土法肩、盛土法尻の外側 1.0m～1.5mを伐開すること。
- (3) 地山を切り過ぎないように注意すること。
- (4) 盛土する場合、原則として一層当たり 30 cm程度ごとに盛り立て、十分に転圧しながら積み上げ、締固めを行うこと。
- (5) 捨土する場合、土砂流出防止の適切な措置を講じること。
- (6) 完成後に測点を設置すること。
- (7) 路面水の集中や滞留を防ぐため、車両の通行に支障のない範囲で、縦横断勾配を工夫し、こまめな排水をすること。
- (8) 工事施工中、予期できなかった土質の変化、湧水若しくは埋設物等を発見した場合、直ちに市に報告すること。

8 搬出【森林内から仮置き場への搬出】

- (1) 搬出は、発注者の指定する場所に行うこと。
- (2) 搬出の作業に注意し、素材は勿論、立木を損傷しないように十分注意すること。
- (3) 作業上、支障になる立木は発注者の承認を受け、指示により伐倒搬出すること。
- (4) 材の転落、破碎等の防護策を講じるとともに、常に素材製品価値を損じないように取り扱うこと。

- (5) この作業のため、第三者の土地を使用し又は物件を損ずるときは、事前にその所有者の承認を得ること。
- (6) 伐採木以外の立木その他に損害を与えたときは、受託者はその弁償の責を追うものとする。
- (7) 材木を仮置き場に搬出した後は、材木の盗難予防に努めること。

9 搬出【仮置き場から木材市場への搬出】

- (1) 近隣の木材市場の売却価格情報を勘案し、発注者と協議のうえ最も有利な条件の市場、搬出時期及び最低売却価格を決定し、搬出すること。協議の際は、近隣の木材市場の売却価格情報を書面にて市に提示すること。
- (2) 搬出の作業に注意し、素材は勿論、立木を損傷しないように十分注意すること。
- (3) 貨物自動車による運搬中に、材木の転落が生じないよう特段の措置を講じること。

10 素材市場での販売について

- (1) 材木を素材市場に搬出し、発注者の所有物として売却にかかる手続きを行うこと。
- (2) 発注者と事前に協議し、決定した最低売却価格に達しない物件については、発注者と協議のうえ、最低売却価格を再考し、再度売却を行うこと。
- (3) 素材市場での販売が全て終了した後は、市場から発行される精算書及び全ての販売を取りまとめた最終出荷材精算書を提出すること。
- (4) 材木を素材市場に搬出し売却する際は、発注者と受託者で協議を行い、市場動向を注視し、適切な時期に売却すること。

施業記録写真撮影要領

1 目的

この写真撮影要領は、施業における写真管理に関する必要事項について定めたものであり、適切な履行状況の確認及び記録写真の撮影等の適正化を図ることを目的とする。

2 記録写真の撮影基準

記録写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影時期等

記録写真の撮影時期等は、別表「施業記録写真撮影項目」に示すとおりとすること。

(2) 撮影方法

次の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに撮影するものとする。

- ① 委託名
- ② 箇所名
- ③ 作業名
- ④ 内容等
- ⑤ 受注者名

委託名	
箇所名	
作業名	
内容等	
受注者名	

なお、小黒板等の判読が困難となる場合は、台紙記入枠等に必要事項を記入し、写真に添付して整理すること。

(3) 撮影の要点

記録写真は、設計図書に基づき、委託業務が適正に履行されたことを証明するものであり、特に委託業務完成後の不可視部分についての立証資料となるものであるため、以下の事項に留意して撮影しなければならない。

- ①写真管理担当者を定め、撮影及び管理を行うこと。
- ②委託内容を十分理解し、写真の目的を十分把握して撮影すること。
- ③必要に応じて、対象物の寸法が明確にわかるように標尺、テープ、スタッフ、ポール等を使用し撮影すること。
- ④記録写真は、発注者から提出指示があった場合、直ちに提出できるように整理しておくこと。

(4) 記録写真の区分と撮影時の注意点

記録写真の区分は別表「施業記録写真撮影項目」によるが、詳細は次のとおりとする。

①着手前写真

委託業務着手前に、施業箇所、施業対象物の状況が判断できる写真を撮影すること。

②完成写真

完成写真は着手前写真と対照できるよう同一箇所、同一方向から撮影すること。

③施業状況写真

施業中の写真は、施業箇所、施業対象物の着手から完了まで一連した作業を種別ごとに明確に撮影すること。

④安全管理写真

作業前ミーティングなどの安全管理に関する取組状況を撮影すること。

⑤その他

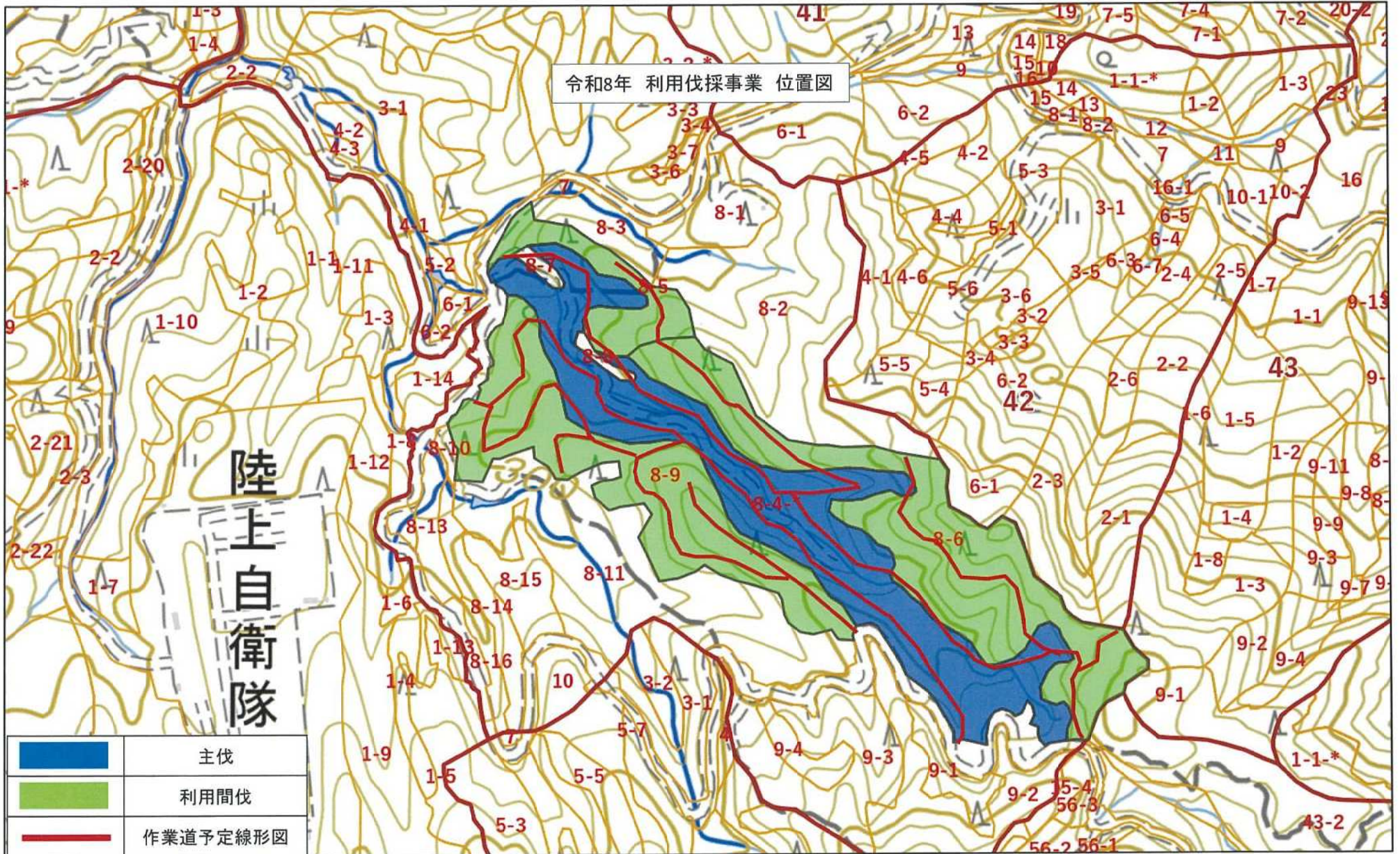
記載のない事項については、発注者との協議によるものとする。

3 記録写真の整理及び提出

記録写真帳の整理については、第1面に着手前と完成が比較できるように整理し、以下施業状況、安全管理の項目毎に整理し、見出しをつけること。

4 この要領に定めのない事項については、発注者との協議によるものとする。

0 0.075 0.15 0.3 km S= 1:5,000



Copyright : 地理院タイル「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 197」本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

この森林計画図簿は、地域森林計画に基づく資源調査資料(対象区域図)であり、その他目的の証明書資料等には利用できません